

賠償責任保険仕様書

1 件名

地方独立行政法人京都市立病院機構の医療行為医療施設の管理・運営及び訪問看護業務・介護老人保健施設業務等に起因する賠償責任保険

2 保険契約基本事項

- (1) 保険契約者 地方独立行政法人京都市立病院機構
- (2) 保険期間 始期 平成31年(2019年)4月1日 午後4時から
終期 平成32年(2020年)4月1日 午後4時 (第一期)
原則1年間, 最大4年間とする。
- (3) 契約更新 第一期の保険終期までに以下①～④を確認し, 特に問題ない場合には保険契約を更新することができる。ただし, 平成35年(2023年)度末までの3回を限度とする。
更新後条件の詳細は, メリット・デメリットテーブルに基づく保険料の変化を提案書に明記すること。
① 更新時保険料が不当に高くないこと
② 事故及び紛争処理の手続きが円滑に行われていること
③ 事故防止活動への協力が十分に行われていること
④ 保険会社の経営状況等の変化により, 契約が更新することで当機構が不利益を被るおそれがないこと
- (4) 保険料支払方法 一時払
保険料の他, 提案内容において機構に別途支払いが発生する費用(団体会費等)が発生する場合は明記すること。
- (5) 保険種目 名称を問わず, いわゆる病院賠償責任保険に該当するもので, 本仕様の要件を充足するもの。本仕様の内容を満たすものであれば, 約款等の名称は問わない。

3 医療行為・医療施設の管理運営に起因する賠償責任保険

- (1) 保険種類 医療行為・医療施設の管理運営に起因する法律上の賠償責任を担保する保険
- 適用約款 以下の特別約款および特約条項とする。
・医師特別約款
・医療施設特別約款
・保険料払込猶予特約条項(独立行政法人用)
- (2) 被保険者 地方独立行政法人京都市立病院機構
- (3) てん補限度額及び免責金額 ①医師特別約款
保険金額及び免責金額は別添一覧のとおり
被保険者が日本国内で行った医療行為に起因する対人事故が保険期間中に発見された場合(事故発見ベース)または損害賠償請求を提起された場合(損害賠償請求ベース)に、被保険者が負う法律上の賠償責任を担保する。
②医療施設特別約款
保険金額及び免責金額は別添一覧のとおり
医療施設の瑕疵(欠陥)や施設の内外で行われる医療行為以外の仕事の遂行や生産物に起因する対人・対物事故が保険期間中に発生した場合(事故発生ベース)に、被保険者が負う法律上の賠償責任を担保する。
- (4) 保険料算出基礎 医療施設, 病床種別及び病床数は別添一覧のとおり
- (5) その他 京都市立京北病院では, 訪問看護事業及び介護老人保健事業を行っており, 上記「①医師特別約款」「②医療施設特別約款」もその対象に含めること。

4 医療関連以外の施設の管理運営及び業務に起因する賠償責任保険

- (1) 保険種類 賠償責任保険普通保険約款または総合賠償責任保険約款
- 適用約款 以下の特別約款及び特約条項とする。
・施設所有管理者特別約款
・漏水担保特約条項
・昇降機危険担保特約条項
・構内専用車賠償責任危険担保特約条項
・個人情報漏洩賠償責任担保特約条項
・個人情報漏洩対応費用担保特約条項
・追加被保険者担保特約条項
・交差責任担保特約条項
・対人・対物共通てん補限度額特約条項
・代位求償権不行使特約条項
※交差責任担保特約条項は、地方独立行政法人京都市立病院機構から個人被保険者（下記被保険者欄参照）に対する賠償責任を担保する。
※代位求償権不行使特約条項は、個人被保険者（下記被保険者欄参照）に対する代位求償権を不行使とする。ただし、代位求償権不行使対象者の故意または重大な過失によって生じた損害に対してはこの限りではない。
- (2) 被保険者 地方独立行政法人京都市立病院機構及びその職員（常勤・非常勤等を問わない。）
- (3) てん補限度額及び免責金額
対人・対物共通1事故10億円 免責金額なし
ただし、以下のサブリミットを設定する。
構内専用車賠償危険担保特約については、対人賠償は1事故／保険期間中1億円限度、対物賠償は500万円限度（構内専用車は、「除雪車1台」とする。）
昇降機については、1事故／保険期間中10億、免責1千円とする。
個人情報漏洩賠償責任担保特約については、1事故／保険期間中1億円、免責金額10万円／1事故
個人情報漏洩対応費用担保特約については、1事故／保険期間中1,000万円
縮小てん補割合90%免責金額 10万円／1事故
- (4) 保険料算出基礎 対象施設は別添一覧のとおり、個人情報漏洩はヒアリングシートを参照。
- (5) 保険料の精算 確定精算は不要とする。

5 訪問看護事業者賠償責任保険

- (1) 保険種類 訪問看護職の業務遂行に起因する法律上の賠償責任を担保する保険
- 適用約款 以下の特別約款および特約条項とする。
・訪問看護事業者賠償責任保険普通約款
- (2) 被保険者 地方独立行政法人京都市立病院機構及びその職員（常勤・非常勤等を問わない。）
- (3) てん補限度額
及び免責金額 業務危険 1名・1事故 1億円（医療行為に起因する場合、期間中3億円）
対物賠償 1事故 1,000万円
- (4) 付帯特約条項
・人格権侵害の場合、1事故・期間中500万円
・初期対応費用として事故現場の保存費用を支払った場合等 1事故500万円
・見舞金・見舞品として 1事故 2万円限度
- (5) 対象事業所数 1箇所（京都市立京北病院）

6 介護事業者賠償責任保険

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 保険種類 | 介護老人保健施設の業務遂行に起因する法律上の賠償責任を担保する保険 |
| 適用約款 | 以下の仕様を満たす特別約款および特約条項とし、その名称は問わない。
・介護療養型老人保健事業者賠償責任保険普通約款 |
| (2) 被保険者 | 地方独立行政法人京都市立病院機構及びその職員(常勤・非常勤等を問わない。) |
| (3) てん補限度額
及び免責金額 | 業務危険 対人・対物共通 1事故 1億円(期間中1億円)
免責金額 5,000円 ※5,000円を超過する場合は明記すること |
| (4) 付帯特約条項 | ・人格権侵害の場合、1名・1事故・期間中300万円
・受託物に対する賠償責任の場合、1事故100万円
・上記受託物のうち、貨紙幣1事故10万円
・介護老人保健施設事業等に関わる利用者の経済損失、1事故300万円
・初期対応費用として事故現場の保存費用を支払った場合等 1事故500万円
・見舞金・見舞品として 1事故 2万円限度 |
| (5) 対象事業所数 | 介護老人保健施設の内容は別添に記載のとおり |

7 その他

- (1) 本仕様書記載の特約条項以外で補償範囲を縮小する特約は一切付帯しないものとする。
- (2) 代理店扱いとする。団体契約に加入する際は、機構・団体・代理店の関係性を明記すること。
- (3) 保険証券に「仕様書のとおり」と記載すること。
- (4) 別添一覧及び事故一覧等は、本公告の日から平成31年2月20日(水)17時までに問合せ先に連絡のうえ、確約書(様式2)と引き換えに交付を受けること。